

官製談合事件に係る原因究明及び再発防止策報告書 概要版

1 事件の概要

事件当時、秋葉区役所建設課で勤務していた元職員（逮捕時は、西蒲区役所建設課に勤務）は、秋葉公園管理業務委託の指名競争入札において、入札参加業者である株式会社フィールドスケープ（以下「FS社」という。）に秘密事項である最低制限価格を令和2年3月23日に教示するなどし、3月25日に実施された入札では、教示されたFS社が最低制限価格と同額で落札した。令和2年10月7日に、官製談合防止法違反などの疑いで本市職員が逮捕され、10月28日に起訴されるに至った。

2 本市の対応

- (1) 臨時庁議における職員へ綱紀の保持の徹底
- (2) 官製談合事件原因究明及び再発防止策等調査検討チームの設置
- (3) 服務等に関する連絡会議の開催

3 本事件の調査結果等

(1) 聞き取り調査

① 事件の背景・確認した事項

ア 当該元職員の担当業務

- ・ 当該元職員は、平成27年度から令和元年度までの5年間、秋葉区役所建設課維持係に在籍。
- ・ 秋葉公園管理業務については、平成28年度から30年度は主担当を補佐する副担当として従事し、令和元年度からは主担当として監督員や委託料の支払いなどを行った。ただし、いずれの場合も設計・積算は担当していなかった。

イ 不正につながる「動機」

- ・ 令和元年度から秋葉公園管理業務の委託事業者がFS社から他の事業者に変わった。
- ・ 聞き取りの中で、元職員は、「平成28年度から30年度まで受注していたFS社の仕事ぶりが大変良かったことから、令和2年度は落札させようとの思いが強まった」としている。

ウ 不正が生まれる「機会」

- ・ 関係者を含めた聞き取りから、管理係が維持係の設計・積算担当である別の職員に回付した決裁資料を、その職員が目が届かない隙に見て、最低制限価格を了知したものと判断した。
- ・ データ管理については、ファイルにパスワードを設定しておらず、他系の職員であってもデータを見ることができた。

エ 不正を「正当化」しようとする考え

- ・ 当該元職員は、「FS社が請け負ったほうが、秋葉公園の管理をより適切に行うことができる」という思いから、最低制限価格と予定価格を、付せんを書いてFS社の役員に渡した。

② 事件発生の原因（聞き取り調査の結論）

原因は、「動機」及び「正当化」で分類したとおり、当該元職員が「FS社が行ったほうが業務をより適正に行うことができる」と思い込み、情報漏洩を行ったことが第一に挙げられるが、入札制度や事務の環境等に、不正が生まれる「機会」が存在したことも確認された。

4 入札・契約に関する状況調査

(1) 確認された課題

① 入札準備段階の課題

ア 参考見積り徴取の業者及び指名業者の固定化

見積業者または、指名業者が固定化されている事例が全体の約3割の業務で見られた。

イ 担当する職員の決裁ラインの未分離

所属内で入札事務を担当する職員と設計・積算等を担当する職員の決裁ラインを分けていない事例が全体の約7割の業務で見られた。

② 入札制度・方法についての課題

ア 最低制限価格の設定方法の固定化

最低制限価格の設定に用いる算定率を毎年度固定している事例が全体の約3割の業務で見られた。

イ 3年間で最低制限価格と落札額が一致した業務委託件数52件

ウ 入札実施後の予定価格及び最低制限価格の公表の取扱いが不統一

部署ごとに、予定価格及び最低制限価格の事後公表の有無が統一されていなかった。

③ 事務の環境についての課題

所属内では、担当する特定の職員以外でも入札に関する情報を閲覧できる環境があったなど「情報セキュリティ対策の未整備」のほか、契約に関する「研修受講の未徹底」、業者との打ち合わせ時に担当者1人で対応するなど「業者との打ち合わせ環境の未整備」が確認された。

5 再発防止策

(1) 不正が生まれる「機会」をなくすために

① 入札制度の見直し（令和3年4月契約分から実施予定）

ア 最低制限価格の設定方法の見直し

あらかじめ算出した最低制限価格の基本額に対して、開札時にランダムに設定する係数を乗ずる方法により決定する方法等、容易に最低制限価格を推察できない方法を導入する。

イ 予定価格・最低制限価格の事後公表の見直し

予定価格や最低制限価格の事後公表のあり方について、入札事務の透明性や競争性の確保など、様々な角度から検討を行い、市全体で統一した取扱いとする。

② 見積業者・入札指名業者固定化の抑制（今年度中速やかに通知予定）

毎年度一定数の見積業者、入札参加業者の原則入れ替えの徹底など

③ 入札事務の見直し

ア 業務担当職員と入札担当職員の原則分離（今年度中速やかに通知予定）

イ 電子入札の導入範囲の拡大など（中期的課題）

(2) 不正につながる「動機」、不正を「正当化」しようとする考えをなくすために

① コンプライアンス意識の継続的な徹底と契約事務に関する研修の見直し

ア コンプライアンス意識の徹底（実施済み）

イ 契約事務に関する研修体系等の見直し（令和3年度から実施予定）

6 職員の処分（令和2年12月14日付）

- ・当該元職員：懲戒処分 免職
- ・管理監督者（秋葉区役所）

課長級・課長補佐級：懲戒処分 減給10分の1 1か月

部長級・部次長級（事件発生当時）・係長級（2名）：懲戒処分 戒告

7 総括

本事件の原因は、聞き取り調査などにより、当該元職員の「FS社が請け負ったほうが、秋葉公園の管理をより適切に行うことができる」という思い込みから情報漏洩が行われ、公正な入札が妨害されるに至ったものと確認された。

しかし、起案のやり方や情報管理などに問題があり、不正行為が生まれる「機会」の存在が確認された。

不正につながる「動機」、不正を「正当化」しようとする考えを防ぐことは、職員個人の置かれた環境や意識によるところが大きい。

この「動機」や「正当化」という不正リスクをなくすためには、本市職員としての自覚や、組織全体の倫理観の向上などコンプライアンス意識を徹底していくこと、仕事上の悩みや困りごとなどを相談しやすい職場環境づくりといった、常日頃からの継続的取り組み以外に具体的で直接的な解決策はない。

一方、不正が生まれる「機会」を減らす取り組みは、しっかりと想定したリスクへの対策をとることで、不正の芽を摘み取ることができる。

このたびの調査により、入札の準備段階から、制度面、事務の環境といった各観点における課題をリスクと捉え、「5 再発防止策」に対応策を整理した。

今後は、この不祥事を契機に、再発防止策として掲げた各項目について、今後、検討を進め、より具体的な方策を講じ、二度とこのような事件を起こさないよう職員一丸となって職務に真摯に取り組んでいくことが必要である。